**平成２４年（フ）第１２１号**
山口県下関市大字吉田1020番地８
債務者　竹本　圭子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２４年（フ）第１７３号**
山口県下関市一の宮町５丁目６番57号　林園荘203号
債務者　高橋　智美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２４年（フ）第３３号**
徳島県阿南市富岡町玉塚18番地１　シャーメゾン宇川101号室
債務者　山本　浩仁
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２４年（フ）第３７０号**
愛媛県松山市畑寺町798番地９
債務者　泉　百合子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第９０号**
愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲98番地
債務者　増本佐代子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２４年（フ）第３３号**
高知県高岡郡四万十町茂串町10番49号コーポ渡辺ＮＯ．３　101号、前住所高知県高岡郡四万十町北琴平町４番４号　幸マンション202号
債務者　宮地　道代
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２４年（フ）第６８号**
福岡県八女郡広川町大字新代1389番地650メゾン緑ヶ丘101号
債務者　橋本　善章
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２４年（フ）第１０７号**
福岡県田川市大字夏吉34番地
債務者　友安こと　金丸　富枝
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２４年（フ）第１１１号**
福岡県田川郡川崎町大字池尻83番地の４
債務者　前田比呂美（旧姓中）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２４年（フ）第１０６号**
鹿児島県霧島市隼人町東郷119番地13
債務者　清野　ゆみ（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２４年（フ）第１１１号**
鹿児島県薩摩川内市永利町2274番地１、前住所熊本市帯山１丁目40番11号
債務者　今村　浩史
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２４年（フ）第１１３号**
鹿児島県出水市昭和町３番７号、前住所鹿児島県出水市文化町255番地
債務者　松木　治夫
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２４年（フ）第３８号**
山形県新庄市十日町554番地の11
債務者　沼尻美栄子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２４年（フ）第１３４２号**
京都市伏見区淀本町173番地の12　シャトー淀城公園409
債務者　中谷　貴子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第６９６号**
兵庫県西宮市甲子園口４丁目２番24―202号
債務者　小林　吉弘
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第７０２号**
兵庫県西宮市生瀬武庫川町２番４―1007号
債務者　花木　千佳（旧姓嘉地）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第７６号**
兵庫県養父市大屋町笠谷41番地　特別養護老人ホームおおやの郷、前住所兵庫県養父市大屋町明延1061番地
債務者　原　　保弘
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係